

第25号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第 1 条 島根県中山間地域研究センター条例 (平成14年島根県条例第61号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表研修用パソコン設備の項を削る。

(島根県立高等看護学院条例の一部改正)

第 2 条 島根県立高等看護学院条例 (昭和41年島根県条例第62号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「学生寮使用料を」の次に「、卒業証明書、成績証明書その他の証明書 (以下「証明書」という。) の交付を受けようとする者は、現に学院に在学する者を除き、証明書交付手数料を」を加え、同条第 2 項中「及び学生寮使用料」を「、学生寮使用料及び証明書交付手数料」に改め、同項の表に次のように加える。

証明書交付手数料	1 通につき500円
----------	------------

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(証明書交付手数料の納付時期)

第 8 条の 2 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 9 条中「及び授業料」を「、授業料及び証明書交付手数料」に、「前条」を「第 8 条」に改める。

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第 3 条 食品衛生法施行条例 (平成11年島根県条例第51号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2

項として次の 2 項を加える。

法第48条第 6 項第 3 号の規定による食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者は、申請 1 件につき150,000円の手数料を納付しなければならない。

2 法第48条第 6 項第 4 号の規定による講習会の登録を受けようとする者は、申請 1 件につき90,000円の手数料を納付しなければならない。

別表第 1 の第 1 の 1 の(5)の才中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第 23号）別表第 6 」を「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第14」に改める。

（島根県立高等学校等条例の一部改正）

第 4 条 島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「納付」を「納付等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 卒業証明書、成績証明書、単位修得証明書、調査書その他の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、現に高等学校（専攻科を除く。）及び特別支援学校（専攻科を除く。）に在学する者を除き、証明書交付手数料を別表第 2 の定めるところにより納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、高等学校及び特別支援学校の専攻科に在学する者が、当該専攻科に係る証明書の交付を受けようとする場合は、手数料を免除する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（証明書交付手数料の納付時期）

第 8 条の 2 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 9 条中「及び受検料」を「、受検料及び証明書交付手数料」に改める。

別表第 2 の 5 の表の次に次の 1 表を加える。

6 証明書交付手数料

区 分	金 額
証明書	1 通につき 500円

(島根県立農林大学校条例の一部改正)

第 5 条 島根県立農林大学校条例 (昭和57年島根県条例第33号) の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 卒業証明書、成績証明書その他の証明書 (以下「証明書」という。) の交付を受けようとする者は、現に在学する者を除き、証明書交付手数料として 1 通につき500円を納付しなければならない。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 8 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 9 条本文中「及び授業料」を「、授業料及び証明書交付手数料」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第 6 条 島根県家畜保健衛生所条例 (昭和44年島根県条例第41号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 3 の項中「710円」を「800円」に改める。

別表第 3 の 2 の項及び 3 の項を次のように改める。

2 血清学的検査		
(1) ヨーネ病エライザ法による検査	1 試料につき	820円
(2) 牛白血病抗体検査	1 試料につき	900円
(3) その他の血清学的検査	1 試料 1 検査につき	720円
3 遺伝子学的検査		
(1) ヨーネ病リアルタイムPCR法による検査	1 試料につき	4,660円
(2) その他の遺伝子学的検査	1 試料 1 検査につき	900円

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第 7 条 島根県漁港管理条例 (昭和34年島根県条例第26号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

	外径 1 メートル 以上の管類		615円60銭	570円
--	--------------------	--	---------	------

を

	外径 1 メートル 以上の管類		615円60銭	570円
看板等の設置		表示面積 1 平方メート ル 1 年につ き	691円20銭	640円

に改め、同表中備考 6 を備考 7 とし、備考 5 を備考 6 とし、備考 4 の次に次のように加える。

- 5 表示面積とは、看板等の表示部分の面積をいうものとし、当該面積が 1 平方メートル未満の端数であるとき、又は当該面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 平方メートルとして計算する。

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第 8 条 島根県立産業高度化支援センター条例 (平成13年島根県条例第18号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(2)の表コンピュータグラフィックス制作室 (貸切りの場合) の項及びコンピュータグラフィックス制作室 (貸切りでない場合 (1 区画につき)) の項中「コンピュータグラフィックス制作室」を「編集・制作室」に改め、同表 DVD 編集室の項を削る。

(島根県立高等技術校条例の一部改正)

第 9 条 島根県立高等技術校条例 (昭和44年島根県条例第51号) の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

6 技術校の修了証明書、成績証明書その他の証明書 (以下「証明書」という。) の交付を受けようとする者は、現に技術校に在籍する者を除き、証明書交付手数料として 1 通につき 500 円を納付しなければならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

8 証明書交付手数料は、証明書の交付を受けるための申請書を提出するときに納付しなければならない。

第 6 条本文中「及び授業料」を「、授業料及び証明書交付手数料」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第10条 島根県手数料条例 (平成12年島根県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

別表64の 2 の項第 2 号イア中「 (以下」の次に「この項において」を加える。

別表64の 4 の項第 1 号ア中「適合証」を「適合証等」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第76条第 1 項の登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第15条第 1 項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「 (以下この項において「住宅品質確保法」という。) 」を加え、「又は」を「若しくは」に、「以下次号」を「次号」に改め、「書類」の次に「又は住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書 (知事が別に定める基準に適合しているものに限る。次号において同じ。) 」を加え、同号イからエまでの規定中「適合証」を「適合証等」に改め、同項第 2 号ア中「適合証」を「適合証等」に改め、「書類」の次に「又は住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書」を加え、同号ウ及びエ中「適合証」を「適合証等」に改める。

別表64の5の項第4号ア㍑中「省令第1条第1項第1号イの基準」を「標準入力法等基準」に改め、同号ア㍑a中「登録建築物調査機関」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同号ア㍑中「省令第1条第1項第1号口の基準」を「モデル建物法基準」に改め、同号ア㍑a中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号を同項第9号とし、同項中第3号を第8号とし、第2号を第7号とし、同項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令第1号。以下この項において「省令」という。）」を「省令」に国土交通省改め、同号ア㍑中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同号ア㍑a中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関）」を「法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関）」に改め、同号ア㍑中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同号ア㍑中「第4号」を「第9号」に改め、同号ア㍑a中「登録建築物調査機関又は」を削り、同号を同項第6号とし、同号の前に次の5号を加える。

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第5号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号までにおいて「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判

定」という。)を受けようとする者

ア 計画の適合性判定を受けようとする

建築物について建築物エネルギー消費

性能基準等を定める省令(平成28年

経済産業省

令第1号。以下この項にお
国土交通省

いて「省令」という。)第1条第1項

第1号イの基準(以下この項において

「標準入力法等基準」という。)を用

いて評価を行う場合

ア) 当該建築物が非住宅部分(法第11

条第1項に規定する非住宅部分をい

う。ただし、工場その他のこれに類

するもので知事が定めるものの部分

(以下この項において「工場等部

分」という。)を除く。以下この号

から第5号までにおいて同じ。)を

有する場合(ウの場合を除く。)

a 非住宅部分の床面積(建築物の 223,000円

エネルギー消費性能の向上に関す

る法律施行令(平成28年政令第8

号)第4条第1項に規定する床面

積をいう。以下この号から第5号

までにおいて同じ。)の合計が

300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の床面積の合計が 356,000円

300平方メートル以上2,000平方

メートル未満のもの	
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する 場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平	177,000円

<p>方メートル未満のもの</p> <p>f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場 等部分を有する場合</p>	<p>219,000円</p> <p>(ア)及び(イ)に規 定する区分に 応じ、それぞ れ当該手数料 を合算した額 (その額が当 該建築物の非 住宅部分及び 工場等部分の 床面積の合計 を全て非住宅 部分とみなし た場合の(ア)に 規定する区分 に応じた手数 料の額を超え るときは、当 該額)</p>	
<p>イ 計画の適合性判定を受けようとする 建築物について省令第1条第1項第1 号口の基準(以下この項において「モ デル建物法基準」という。)を用いて 評価を行う場合</p> <p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する</p>		

場合（ウの場合を除く。）

- | | |
|--|----------|
| a 非住宅部分の床面積の合計が
300平方メートル未満のもの | 86,000円 |
| b 非住宅部分の床面積の合計が
300平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの | 141,000円 |
| c 非住宅部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの | 228,000円 |
| d 非住宅部分の床面積の合計が
5,000平方メートル以上10,000平
方メートル未満のもの | 298,000円 |
| e 非住宅部分の床面積の合計が
10,000平方メートル以上25,000平
方メートル未満のもの | 352,000円 |
| f 非住宅部分の床面積の合計が
25,000平方メートル以上のもの | 413,000円 |

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する
場合（ウの場合を除く。）

- | | |
|--|---------|
| a 工場等部分の床面積の合計が
300平方メートル未満のもの | 19,000円 |
| b 工場等部分の床面積の合計が
300平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの | 37,000円 |
| c 工場等部分の床面積の合計が
2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの | 92,000円 |

d 工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	ア及びイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合のアに規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

(2) 法第12条第2項の規定に基づく計画の

変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）

を受けようとする者

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第4号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの 223,000円

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 356,000円

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 507,000円

d 非住宅部分の計画の変更に係る 625,000円

部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円

e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	ア及びイに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合のアに規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基

準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円

b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 141,000円

c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 228,000円

d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 298,000円

e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 352,000円

f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 413,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）

a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

<p>(3) 法第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を求めようとする者</p> <p>ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）</p> <p> a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p> b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合のアに規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p> <p>223,000円</p> <p>356,000円</p>
---	--

c	非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	507,000円
d	非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	625,000円
e	非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	727,000円
f	非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	829,000円
(イ)	当該建築物が工場等部分を有する 場合（ウの場合を除く。）	
a	工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	23,000円
b	工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	42,000円
c	工場等部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	99,000円
d	工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	146,000円
e	工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	177,000円

<p>f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>219,000円</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場 等部分を有する場合</p>	<p>(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合は(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>イ 計画の適合性判定を求めようとする 建築物についてモデル建物法基準を用 いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する 場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p>	<p>86,000円</p>

b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	141,000円
c 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	228,000円
d 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	298,000円
e 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	352,000円
f 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する 場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの	19,000円
b 工場等部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	37,000円
c 工場等部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	92,000円
d 工場等部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	139,000円

<p>e 工場等部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>169,000円</p>
<p>f 工場等部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>210,000円</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア及びイ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>(4) 法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を求めようとする者</p>	

ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	223,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	356,000円
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	507,000円
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	727,000円
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	829,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000円
c 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,000円
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	146,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	177,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	ア及びイ)に規定する区分に応じ、それぞれ

<p>イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p> <p>ア 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>れ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合のアに規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p> <p>86,000円</p> <p>141,000円</p>
--	---

c	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
d	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	352,000円
f	非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	413,000円
(イ)	当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）	
a	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
b	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,000円
c	工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	92,000円

未満のもの	
d 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	139,000円
e 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	169,000円
f 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	210,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の(ア)に規定する区分に応じた手数

<p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この項において「書面の交付」という。）を求めようとする者</p> <p>ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>イ 当該建築物が非住宅部分を有する場合（ウの場合を除く。）</p> <p>a 非住宅部分の計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の軽微な変更に係る</p>	<p>料の額を超えるときは、当該額)</p> <p>223,000円</p> <p>356,000円</p>	
--	--	--

<p>部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	
<p>c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	507,000円
<p>d 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	625,000円
<p>e 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	727,000円
<p>f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	829,000円
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）</p>	
<p>a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	23,000円
<p>b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	42,000円

<p>c 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>99,000円</p>
<p>d 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>146,000円</p>
<p>e 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>177,000円</p>
<p>f 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>219,000円</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなし</p>

	た場合の(ア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)	
イ 書面の交付を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合(ウの場合を除く。)		
a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円	
b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	141,000円	
c 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円	
d 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円	
e 非住宅部分の軽微な変更に係る	352,000円	

<p>部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>f 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（ウの場合を除く。）</p> <p>a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p> <p>c 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>e 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>413,000円</p> <p>19,000円</p> <p>37,000円</p> <p>92,000円</p> <p>139,000円</p> <p>169,000円</p>
---	--

<p>f 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>210,000円</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>ア及びイ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合のア)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定、第10条中別表64の2の項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立産業高度化支援センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第10条の規定による改正後の島根県手数料条例別表64の4の項及び64の5の項の規定の適用については、当分の間、同表64の4の項第1号ア中「若しくは建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関」とあるのは「、建築基準法第77条の21第1項の指定確認検査機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関」と、同表64の5の項第6号アウa中「という。）」とあるのは「という。）」又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）」と、同号アウa中「という。）」とあるのは「という。）」又は登録建築物調査機関」と、同項第9号アウa中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録建築物調査機関」と、同号アウa中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関」とする。